

# 電気主任技術者の外部委託制度に係る Q & A 集

平成 24 年 4 月追加修正

## 施行規則

### 第 2 号ニ

- Q. 法人のマネジメントシステムは、社内規程等に規定さえされていれば、規則第 5 2 条の 2 第 2 号ニの規定を満たしているのか？
- A. 規則第 5 2 条の 2 第 2 号ニに規定する保安管理業務を遂行するための体制が、審査により明らかに機能しないことが判明したり、実態上も実質的に機能していないのであれば、満たしているとは言えません。

### 第 2 号ニ

- Q. 規則に「保安管理業務を遂行するための体制が、保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。」とあるが、たとえば工事会社が業務を行う場合の体制は「部」あるいは「課」等で工事担当部署と分ける必要はあるか。
- A. 一般的に、保安管理部署と他の部署との責任関係を明確化するため、分離独立した組織とすることが望ましいと考えます。

### 第 2 号ホ

- Q. 保安業務従事者若しくは、保安業務担当者自身の責任で承認取り消しとなった場合、その保安業務従事者を 2 年間保安管理業務に従事させていなければ、法人としては契約が可能か？
- A. 当該取り消し事由について、明らかに法人の責めに帰すことができない場合にあっては、法人としての契約は可能です。

### 第 2 号へ

- Q. 「責めに任ずべき者」とは、具体的に誰を想定しているのか？
- <例> 電気保安法人、保安業務従事者、保安業務担当者？
- A. 法人ではなく、保安業務従事者（保安業務担当者を含む。）を指します。

### 第53条 第1項

- Q. 電気事業法施行規則第53条第1項第3号において、前条（第52条の2）の要件に該当することを証する書類の内、第52条の2第1号へ及び同条第2号ホ、へについて証する書類とは、具体的に何か。また、その証明者は誰になることができるのか。
- A. 要件に該当する旨の宣誓を行うこととなります。証明者は、個人であれば本人であり、法人であれば法人の代表者になります。

### 第53条 第2項

- Q. 設置者と電気保安法人との契約継続中に、保安業務担当者が変更した場合、承認条件に変更が生じるので、承認申請書を再度提出することによって条件を確認し、承認し直すこととなるのか？
- A. 契約内容にもよりますが、当該変更があった場合に再契約となる場合は、再申請が必要となります。なお、再契約とならない場合は再申請は必要ありませんが、変更後の保安業務担当者の要件等について報告していただくこととなります。

### 第53条 第2項

- Q. 規則第53条第2項第3号に「委託契約は保安管理業務を委託するのみを内容とする契約であること」とあるが、ビルメンテナンス等の総合保安管理業務（電気・空調・給排水衛生設備）の契約書でも大丈夫か。
- A. 保安業務レベルの低下を来すことのないよう、他の業務と一体となった契約ではなく、保安管理業務を委託するのみの独立の契約として公正さ、適正さを確保することが必要です。

### 第53条 第5項

- Q. 施行規則で法人についての罰則がうたってあると解釈（2年間の営業停止）していますが、間違いないか？
- A. 法令違反に対し厳正に対処するため、規則第52条の2第2号ホに取消しの日から2年を経過しない者であることを定めています。

## 告示

### 第1条

- Q. 事業用電気工作物の実務経験のみとし、一般用電気工作物の経験は認めないのか？  
A. 外部委託制度は事業用電気工作物の保安管理を行うものであるため、認められません。

### 第2条

- Q. 告示第2条の絶縁抵抗計は低圧用・高圧用の区分が無いが、どちらか片方でも大丈夫か。また、電流計、電圧計については、それぞれの機能を内蔵したマルチメーター1台でも大丈夫か。  
A. 保安管理業務を行う事業場の状況に応じて、低圧用、高圧用の必要性について判断して下さい。また、当該マルチメーターの場合は、一般的に該当機器を保有していると考えます。

### 第4条

- Q. 一つの発電所に複数の発電設備が設置されている場合、設備毎に点検頻度を設定することが可能か？

- <例> 1号発電設備（内燃力、パッケージ型、保守契約有り） 3ヶ月に1回点検  
2号発電設備（ガスタービン、パッケージ型、保守契約無し） 毎月1回点検  
A. 可能です。その場合、契約書や保安規程などに設備毎の点検頻度を明記する必要があります。また、換算係数については、以下のとおり算定します。  
（太陽電池発電所については、別途換算係数を算定します。）

$$0.6 \times 100 / 300 \times 0.45 + 0.6 \times 200 / 300 = 0.49$$

< 1号発電設備 >                      < 2号発電設備 >

- Q. 低圧受電の需要設備は、同一構内に設置される発電所の点検頻度にかかわらず、隔月1回以上の頻度で点検を行わなければならないのか？  
A. そのとおりです。

例えば、出力25kWの太陽電池発電所が設置される場合、当該発電所は毎年2回以上、需要設備は隔月1回以上の点検頻度となります。  
また、換算係数については、以下のとおり計算します。

$$0.3 \times 0.6 + 0.3 \times 0.25 = 0.255$$

< 低圧受電の需要設備 >      < 太陽電池発電所 >

Q. 告示第4条の第8号に該当する需要設備において、設置者の要望により点検を1ヶ月周期で行う場合の換算係数の取り扱いはどうなるか？

A. 設備規模に応じた換算係数に0.6を乗じた数値となります。本件は、あくまでも設備内容に応じた換算係数が使用できるという考え方であり、換算係数を減じるために絶縁監視装置等を取り付けることを推奨するものではありません。

#### 第4条第2号の2

Q. 「内燃機関又はガスタービン、発電機及び制御装置が一の筐体に収められている設備」とは、当該設備の制御盤も含めて一つの筐体に収められているものだけが対象となるのか？

A. 原則として、当該設備の制御盤も含めて一つの筐体に収められているものが対象となりますが、当該設備を複数台設置することにより、別途、筐体外に共通の制御盤等を設置するものも対象と考えます。

Q. 「契約により保守が実施されるもの」とは、設備の保守契約でなくメーカー保証でも認められるのか？

A. メーカー保証の中で、定期的な消耗品等の交換、機器の点検など保守が行われるのであれば、「契約により保守が実施されるもの」と認められます。

## 内規（審査基準）

### （改正の適用時期等）

Q. 今回の改正（平成21年当時）された内規はいつから適用されるのか？契約締結日を基準として適用されるのか、それとも申請日を基準として適用されるのか？

A. 改正された内規は11月1日に申請されたものから適用されます。そのため、契約締結日が11月1日以前であっても、申請が11月1日以降となれば、改正された内規が適用されることとなります。

Q. 既に外部委託の承認を得ている事業場においても、今回改正（平成21年当時）された内規の内容を契約書等に反映させなければならないのか？

A. 既契約の事業場においては、その承認は有効であり、変更する必要はありませんが、改正された内規の内容に沿った保安全管理業務の実施が望まれます。

### （個人事業者の兼業等） 3. (1)

Q. 兼業は基本的に認められないと考えて良いのか？その証明は自己申告だけでOKか？

A. 兼業により時間的、身体的な制約を受け保安上の問題が生じるおそれがあるため、承認に当たっては、慎重を期すこととします。なお証明は、申請の際に兼業、兼職に関する自己証明書を添付していただきます。

### （法人のマネジメントシステム） 3. (2)

Q. 法人は、既存の法人でも保安全管理業務部門が独立していればどのような法人でも良いのか？

A. 法令に基づき設立された法人であれば特に業種による制限はありません。

### （法人のマネジメントシステム） 3. (2)

Q. 協同組合組織もここでいう法人となるのか？

また、法人であると認められる場合、組合員が保安業務従事者となって問題はないのか？

A. 法令に基づき設立された法人である協同組合（協同組合は中小企業等協同組合法に基づき設立されています）は法人として扱うこととなります。その場合、法人の構成員であって組合員の場合は当該組合に雇用されていないため保安業務従事者とは認められません。

Q. 法人は契約書等で法人名以外の名称を使用する事は、認められるのか？

A. 法人名以外の名称（法人格を有しない任意の団体名）は認められません。

Q. 有限責任事業組合はここでいう法人となるのか？

A. 法人格がないため、法人として扱うことはできません。

Q. 合同会社もここでいう法人となるのか？

また、法人であると認められる場合、社員が保安業務従事者となって問題はないのか？

A. 法令に基づき設立された法人である合同会社は法人として扱うこととなります。その場合、法人の業務を執行する社員（個人に限ります。）は、保安業務従事者になることが可能です。

### **(法人のマネジメントシステム) 3. (2)**

Q. 法人のマネジメントシステムの単位は、1 法人につき 1 マネジメントシステムとするのか？地域、組織ごとに分割可能とするか？

A. 保安全管理業務に係るマネジメントについて、保安全管理業務の統制を本部で一括して行っているのか、支部毎に任されているかなどで、法人毎にマネジメントシステムの単位は変わることもあり得るため、一律 1 法人 1 マネジメントシステムとする必要は必ずしもありません。

### **(法人のマネジメントシステム) 3. (2)①**

Q. 保安全管理業務を行う従業員は、正社員で無くてはならないのか？雇用形態は？（保険等の関係もあり、パートとかではダメなのか？）確認方法は？

A. 法人の従業員であることが担保された雇用形態が必要であり、保安全管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれ（委託契約期間を満たさない期間の短期契約社員を保安業務担当者とする等）がないことが必要です。なお、確認のため、雇用証明書を添付していただきます。

### **(法人のマネジメントシステム) 3. (2)②**

Q. 法人の保安全管理業務について、レビューを行う間隔は法人任せで良いのか？

「適切な改善を図る」とは、どれだけ改善すれば適切なのか？

A. レビューを行うことを社内規定等に明確かつ具体的に規定することが必要であり、レビューを行う間隔やその内容は、法人が自主的に定めるべきものです。

**(法人のマネジメントシステム) 3. (2)③**

Q. 保安管理業務以外の職務とは？ 点検以外に竣工検査とか年次点検作業及びそれを補助する作業も保安管理業務の中に含まれるのか？ これらの作業に従事する者にも保安業務従事者としての要件が要求されるのか？

A. 事業用電気工作物の工事、維持、及び運用に関する保安の監督が保安管理業務となりますので、それ以外が保安管理業務以外となります。一般的に竣工検査や年次点検作業は、保安規程で定められているため、保安管理業務に含まれます。また、これらの作業を行うに当たって、保安業務従事者の指示の下に補助作業を行う者には、保安業務従事者としての要件は課されません。

Q. 電気工作物の保安に関する職務とは？

A. 電気工作物の検査、事故防止のための工事（点検・試験の結果、至急修理・改修が必要なもの）や事故・災害時の応急処置として行う工事などが電気工作物の保安に関する職務となります。

**(法人のマネジメントシステム) 3. (2)③**

Q. 「保安業務担当者は保安管理業務以外の職務（電気工作物の保安に関するものを除く。）を兼務しないこと」とありますが、担当を持たない保安業務従事者は、他の職務を兼務しても良いのでしょうか？

A. 兼職規制の対象は、あくまでも事業場を担当する保安業務担当者となります。

**(法人のマネジメントシステム) 3. (2)④ロ**

Q. ある事業場において、保安業務担当者が審査基準（2）④の要件を満たした上で1名の保安業務従事者に点検を命じたとき、その保安業務従事者は自らも点検しながら他の者に点検作業を手伝ってもらうことは可能か？

A. 可能です。

**(法人のマネジメントシステム) 3. (2)④ロ**

Q. 上記の場合、手伝う者はどのような要件を要するか？

A. 特に要件はありませんが、保安業務従事者の監督の下、作業を行う必要があります。

(法人のマネジメントシステム) 3. (2)④ハ

Q. 保安業務担当者の指揮命令下に、6名の保安業務従事者がおり、常に2名体制で点検することとなっている場合、各保安業務従事者には何点分まで点検を行わせることが可能か？

① 5.5 ( $3.3 / 6 = 5.5$ )

② 6.6 (ペアで1人として  $3.3 / 3 = 1.1$ 。小さい方にとって 6.6)

A. 保安業務担当者の指揮命令下にある者はあくまでも6名であることから、①となります。

Q. 保安業務担当者の指揮命令下にある保安業務従事者の換算係数を算定する際、小規模高圧需要設備を換算係数から除くことが可能か？

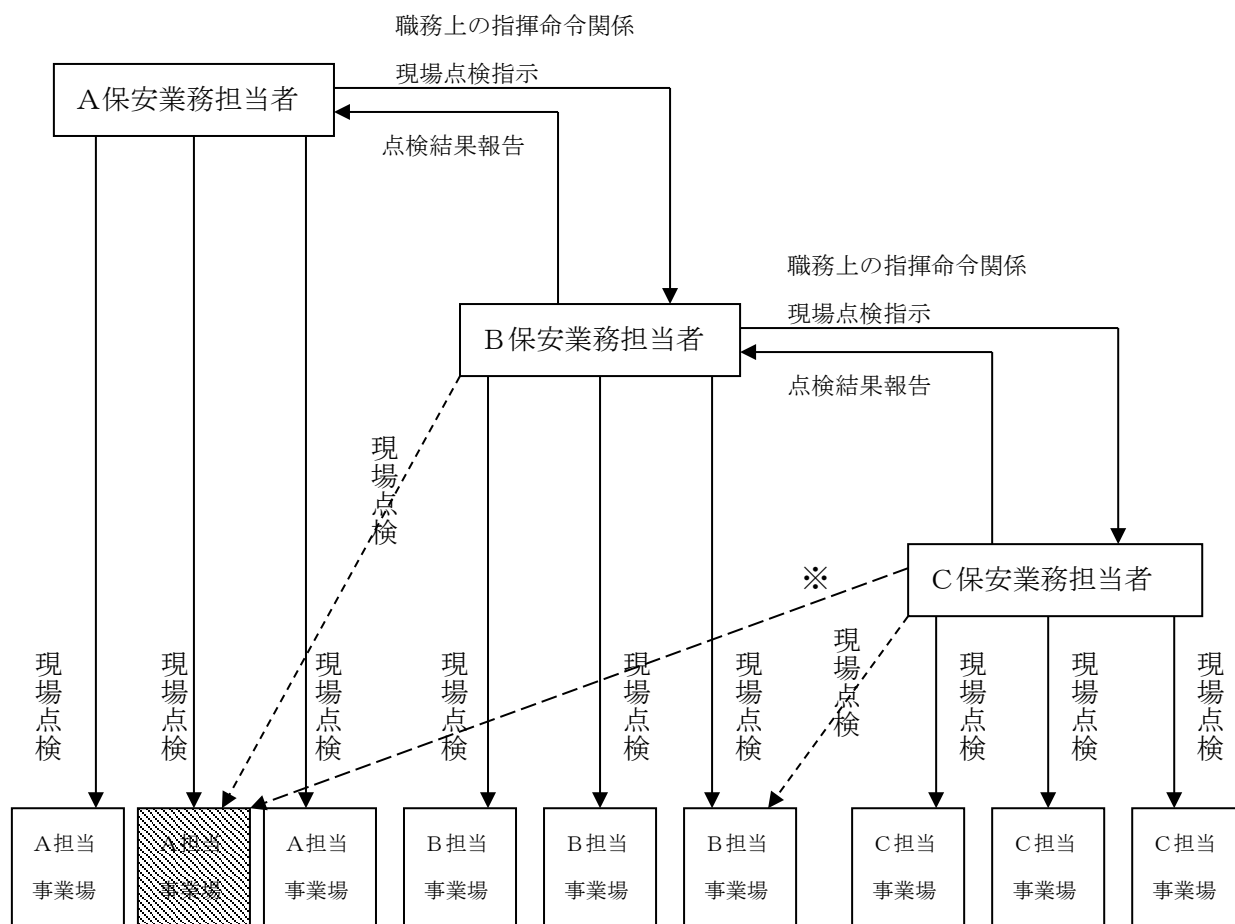
A. 告示第3条に準じて、保安業務従事者ごとに小規模高圧需要設備を10件まで換算係数から除くことが可能です。



(法人のマネジメントシステム) 3. (2)④ハ

Q. 法人のマネジメントシステムについて (2) ④ハで「特定の保安業務従事者に著しく偏って点検を行わせることとなっていないこと。」とあるが、一般的なピラミッド型の組織であって下図のような指揮命令関係にある場合、C担当者がB担当者の事業場を点検することは可能か。

可能である場合、A担当者がB担当者に点検指揮した事業場（斜線）について、B担当者がその事業場（斜線）の点検をさらにC担当者に指揮することができるのか。（※印の矢印）



A. 職務上の指揮命令関係から判断して、B担当者の指示のもとC担当者が従事者として、B担当者の事業場を点検することは可能です。しかし、A担当者の指示を受けたB担当者がさらにC担当者に指示をして、A担当者の事業場をC担当者に点検させようとする事は、A担当者が自らの職務上の指揮命令関係にないC担当者に指示を行うことになるため、認められません。

**(法人の保安業務担当者等の明確化) 3. (3)**

Q. 契約書の別紙で担当者を定めることとしているが、担当者が変更した場合はどうするのか？

A. 保安業務担当者の要件等について確認する必要があるため、法人から定期的に保安業務担当者の配置状況や受託換算件数等の報告をしていただくこととなります。

**(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等) 3. (4)**

Q. 委託契約書等には契約書以外にどういったものが含まれるのか？

A. 仕様書、覚書、保安規程が含まれます。ただし、契約書以外に記載する場合は、その文書が確認できるよう契約書本文中に記載先を明記することが必要です。

**(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等) 3. (4) ①イ (ハ)**

Q. 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物とはどういったものか？

A. 通常事業場内に設置されているが、事業場外に持ち運び可能な工作物全般となります。(例えば、工場等で使用する卓上ボール盤等の工作機械。)

**(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等) 3. (4) ①ロ**

Q. 審査基準(4)①ロの「身分を示す証明書」について、法人の場合は「社員証」等が想定できるが、個人の管理技術者の場合「身分を示す」とは何を示せば良いのか？

A. 電気管理技術者本人の確認が行えるものを指し、例えば運転免許証等になります。

**(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等) 3. (4) ①イ (ニ)**

Q. 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物とはどういったものか？

A. 例えば、発電所の電気工作物のうち、内燃機関、燃料設備、ガスタービン、風力機関等のことです。

**(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等) 3. (4) ①二**

Q. 年次点検業務が電気管理技術者等だけで実施することが難しい場合、他の者と一緒に点検業務を実施し、その監督をすることで内規の要件を満たすことになるか？

A. 電気管理技術者等が直接すべての作業を行わなくても、その監督の下で点検が行われ、記録の確認がされているものであれば、電気管理技術者等が実施したものと考えます。

**(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等) 3. (4) ②ロ (ロ)**

Q. 低圧回路の絶縁状態の測定方法は、B種接地線の漏えい電流測定に限るのか？

A. 低圧回路の絶縁状態を確認するための一例を記載しております。電路ごとの絶縁状態を確認する方法もあります。

当然のことながら、B種接地線の漏えい電流が過大の場合は、電路ごとに絶縁状態を確認することとなります。

**(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等) 3. (4) ③イ**

Q. ただし書きに定める「信頼性が高い」とは、どのようなことか。

A. 告示第4条第7号に規定する設備が判断基準の1つとなります。その他、個別具体的事例に応じて判断することになります。

Q. ただし書きに定める「同等と認められる点検」とは、どのようなことか。過去の点検データの経年的な評価も含むものと解釈して良いか。

A. 審査にあたっては、個別具体的事例に応じて判断することになります。

過去の点検データに基づく評価も含まれると考えますが、停電による点検時の試験・測定結果、経年的評価及び月次点検における設備状態の確認方法等を勘案して総合的に判断することになります。

Q. 停電による年次点検の頻度を3年に1回として承認を得られれば、それ以降は点検の結果に関わらず、点検周期はそのまま継続できるのか。

A. 承認は基本的に継続されますが、点検の結果、3年に1回の停電による年次点検が不相当と判断された場合には、当然に全ての年次点検を停電による点検にしてください。

**(過疎地域等の自家用電気工作物に対する措置) 3. (7)**

Q. 過疎地域等の自家用電気工作物に対して、審査を行う場合の配慮基準はどのようになるのか？

A. 過疎地域等の場合、設置場所から2時間以内に到達出来る電気管理技術者等が存在しない場合が考えられるため、そのような点を配慮する必要があると考えられます。

### (高圧一括受電するマンションの住居部分の点検) 3. (8)

Q. 「マンション」とは、どういうものを指すのか？

A. 本内規におけるマンションは、人の住居の用に供する部分が二以上存在する建物をいいます。

Q. 「住居」とは何か？

A. 人が起臥寝食のために日常的に使用する場所をいいます。その住居の所有権、賃借権別は問いません。

Q. 高圧一括受電するマンション内に存在する「コンビニ等の店舗」にも本規定が適用されるか？

A. 適用されません。内規のとおり、「住居部分」に限定されております。これは、高圧受電の二次側である「コンビニ等の店舗」には不特定多数の者が出入りすること、一般家庭用の電気機器と異なる業務用の電気機器類（冷蔵・冷凍ショーケース等）が設置されていること等に鑑み、一般用電気工作物の定期調査と同様の方法での点検実施では、一定の保安レベルの確保が困難であるためです。

なお、本規定は当該マンションの住居部分の点検方法について整理したものであって、本規定を適用したとしても、当該マンションの住居部分が自家用電気工作物であることは変わりありません。

Q. 住居部分に関して、一般用電気工作物の定期調査と同様の方法で点検を実施することに変更した場合、何らか法的な手続きは必要なのか。

A. 高圧受電のマンションについては、住居部分を含めて一体の自家用電気工作物であるから、住居部分に関して、一般用電気工作物の定期調査と同様の方法で点検を実施する旨、保安規程に定め、当該変更届を提出することが必要である。

(その他)

Q. 個人の管理技術者が法人を設立した場合、今まで個人で承認を受けていた分と法人設立後に法人として承認を受けた分を併任して良いか？

A. 個人と法人のどちらか一方になります。一般的に個人が法人に移った場合は、法人として再申請することとなります。

Q. 一つの事業場を複数の保安業務担当で点検することは可能か。また、一つの事業場を複数の保安業務従事者で点検することは可能か？

A. 契約内容によっては、複数の保安業務担当が存在することは考えられます。また、それぞれの担当者から指示を受けた従事者が存在することも考えられます。

Q. 現在の管理技術者が、現在の契約先の需要家を抱えて法人に移ったとき、個々の契約を法人が一括して引き継ぐことは可能か？

A. 設置者が法人と委託契約を締結する必要があるため、再申請の必要があります。

Q. 個人の事業者が、法人を設立して営業活動のみを法人として行い、保安管理業務の参入に関しては個人のままで行いたいと考えているが良いか？

A. 保安管理業務の契約の一環として営業活動を行っていることとなるため、法人として参入していただきます。